

大通達甲（少年）第3号
平成27年5月29日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う警察における対応について（通達）

少年院法（昭和23年法律第169号。以下「旧少年院法」という。）が全部改正され、少年院法（平成26年法律第58号。以下「新少年院法」という。）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）が平成26年6月11日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなった。

法の改正趣旨、目的、改正の要点及び留意事項は下記のとおりであるので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨及び目的

少年院及び少年鑑別所（以下「少年施設」という。）の適正な管理運営を図るとともに、少年施設に収容される在院者又は在所者の人権を尊重しつつ、その特性や状況に応じた適切な矯正教育又は観護処遇等を行うため、少年施設の管理運営に関する事項を定めるとともに、少年院における矯正教育の基本となる事項、少年鑑別所における鑑別の実施方法、在院者又は在所者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続等を定めるほか、在院者又は在所者による不服申立ての制度が整備された。

2 改正の要点及び留意事項

(1) 少年院の種類の見直し（新少年院法第4条関係）

少年院に収容される在院者の特性に応じた適切な矯正教育を実現するため、少年院の種類が第1種から第4種までの4種類に見直されるとともに、処遇についても、教育内容に着目した矯正教育課程へと見直しがなされたことから、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第8条第3項に定める司法警察員又は警察官が少年事件を家庭裁判所に送致する際に添付する処遇に関する意見については、次に掲げる少年院の種類を記載すること。検察官に少年事件を送致する際の送致書に付す情状等に関する意見についても、同様とすること。

少年院の種類	収容者の類型
第1種	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（第2種に該当する者を除く。）
第2種	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの
第3種	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

(2) 関係機関等への協力の求め（新少年院法第18条、少年鑑別所法第14条関係）

少年施設の長が、在院者又は在所者の適切な処遇等のために必要がある場合に、警察を含む関係機関等に協力を求めることができることが規定された。

本規定は旧少年院法第13条第2項及び第17条第2項にも同様の規定が置かれていたものであるが、警察に対し、少年施設の長からの協力の求めに応じる義務を課すものではないことに留意すること。

(3) 公務所等への照会（新少年院法第19条、少年鑑別所法第15条関係）

少年施設の長が、在院者又は在所者の適切な処遇等のために必要がある場合に、警察を含む公務所等に必要な事項の報告を求めることができる規定が新設された。

(4) 収容のための連戻し（新少年院法第89条及び第90条、少年鑑別所法第78条及び第79条関係）

少年施設から在院者又は在所者が逃走した場合に、少年施設の長が警察官に連戻しの援助を求めることができる従来の規定に加え、少年施設の長が災害時に少年施設から少年を解放できるとされ、その後避難を必要とする状況がなくなった後に少年が出頭しなかった場合に、少年施設の長が警察官に連戻しの援助を求めることができる規定が新設された。

(少年課少年事件特捜班)